第6号議案

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月4日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月台東区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19 第1項の指定都市の長」を加える。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。